

東京電力福島原発事故刑事裁判（東京地裁）

（レジメ）東電幹部3人の無罪判決徹底批判

（初めに）福島原発事故原因をつくった最高責任者＝東電幹部3人（勝俣恒久、武黒一郎、武藤栄）を無罪放免にした裁判官3人の名前は下記の通り

永淵健一（裁判長）、今井理（おさむ）（右陪席）、柏戸夏子（左陪席）

巨悪の権力犯罪（巨大企業や国）を、もう一つの権力（司法権力）が追認し無罪放免にすることは、両者が団子状態となって同じ罪に陥ることを意味し、三権分立や裁判官の良心による職権行使を定めた日本国憲法に違反するものである。

私は、反国民的亡国判決を下し、福島原発事故の責任をうやむやにしてしまったこの3人の裁判官は、「時効なし」で弾劾裁判にかけるべきだと考えています。

最初に、今回の件を強制起訴に持ち込み、更に裁判において検察役をして下さっている弁護士その他の方々に心より感謝申し上げます。

1. そもそも日本の裁判制度・裁判所が「なってねえ」

（1）裁判の公開原則（日本国憲法第82条）がないがしろにされている。わずか数十名しか入れない法廷で、すべてのテレビカメラや撮影をシャットアウトして裁判が行われている。

（2）裁判長自らがマイクを使わないので声が小さく聞き取りにくいことが多い。更に、被告となる企業や国側の弁護人の声も聞き取りにくい。傍聴する市民から時折、聞こえねえぞ！ のヤジが飛んでいる。法廷には傍聴市民がたくさんいるにもかかわらず、裁判官や被告（企業や国など）は傍聴人を無視するかのとき態度である。

（3）そもそも裁判官が座る席が原告・被告や傍聴市民よりも高い位置につくられていて、裁判官達は裁判当事者達を「見下す」形の法廷設営になっている。これがもたらす精神構造が気に食わない。

（4）裁判官や裁判所事務員の傍聴市民への態度が悪い。裁判官が職権を乱用して傍聴市民を敵対視した無用の「いやがらせボディーチェック」を行うこともある（人権侵害）。

(5) 「口頭弁論主義」がないがしろにされており、法廷での口頭での原告・被告のやり取りが皆無に近い。公判が「形だけの口頭弁論」に終わっていて内容に乏しい。おまけに、電話か事前の「進行協議」などで打ち合わせておけばいいような日程調整や提出書類の確認などを、裁判官が率先して公判時に時間を割いてやっている始末。

(6) 公判と公判の間が長すぎて裁判が無用に長期化している。詳細な証拠調べや見解の対立があって裁判が長期化するのには差し支えないが、公判と公判の間を毎度毎度長く取る必要はない。裁判官がたくさんの裁判を抱えて大変だというのは、裁判官の数を増やせ、という話である。私は「わざとやっている」としか思えない。つまり、権力犯罪を裁く裁判ほど、裁くわけにはいかずに無罪放免にしなければいけないから、世論の関心がほぼ消滅する時期まで判決を引き延ばし、秘密裁判を続けて、こそっとロクでもない判決を出して終りにするという魂胆が見え隠れしている。

(7) 裁判官の訴訟指揮が出鱈目であることが多い。真相究明に万全を期すことを最優先とせず、証人・証拠採用から実地検分、事実認定に至るまで、予断と偏見を持って裁判に臨んでいることが透けて見えるような裁判官が少なくない。

(8) 証拠類の取扱いが秘密主義・限定主義でアンフェアである。

最大の問題は、政治（家）や行政（官僚）の不正や犯罪に加え、明らかに日本国憲法に反する権力者犯罪に対して、日本の裁判所・裁判官は判断を回避し逃亡することが多い。それを「司法消極主義」などと格好をつけてネーミングしているが、要するに「適正な判決を下すことから逃げ回っている」ということです。

戦争法違憲訴訟、米軍基地迷惑裁判（日米安保条約や日米地位協定関連）、
TPP違憲訴訟（司法権放棄、基本的人権侵害など）、
日の丸・君が代強制違憲裁判、防衛大学内の組織的パワハラ事件裁判、
生活保護行政違憲裁判、各種情報公開裁判、
東電福島原発事故刑事裁判を含む福島原発事故関連の裁判などなど

列挙し始めたらきりがなくらいに「当たり前判決」を下さずに裁判所・裁判官が逃げ回る。

こうしたことは、裁判官に対する有権者からのフィードバックがなく、日本の司法・裁判所が市民の上に君臨する独裁者的な位置づけにおかれているところに最大の問題があると思われます。

2. 「事故原因を津波だけに絞り、予見と回避の「可能性」の2点だけを争点にしている裁判のやり方」に問題あり（その1）

＜福島原発事故刑事裁判が問わねばならない最低限4つの事項＞

.....
(1) 巨大地震に対する原子力工学的な安全対応・対策は万全であったか（外部電源の堅確性（福島原発では容易に液状化してしまう土地に外部電源の変電所を設置他）、水素爆発防止対策（スリーマイル島原発事故の教訓）、ECCS機能、ベント装置、水位計、重要度分類、全電源喪失（SBO）対策、原発や核施設の安全確保のための国際基準である深層防護（IAEA）など）、

(2) 津波対策はどうだったのか（これだけが裁判で問われているという「異常」）

(3) 事故発生直後からの対応は適切だったのか（「徴候ベース」マニュアル無視（原子炉等規制法違反）問題、外部からの支援体制整備状況、ERSS（緊急時支援システム）とSPEEDIの機能不全、3/15の東電の動き（現場から逃走）、炉心溶融の長期間隠蔽、汚染水垂れ流し・遮水壁造らず、労務管理のデタラメとセキュリティ対策、情報連絡設備や体制などの不備他）

(4) 地域住民対応（オフサイトセンター機能せず、情報隠しと住民の無用の被ばく、避難体制整備状況と事故前訓練、初期被ばく計測、安定ヨウ素剤など）

3. 「事故原因を津波だけに絞り、予見と回避の「可能性」の2点だけを争点にしている裁判のやり方」に問題あり（その2）

● 「予見可能性」⇒「予見義務」

● 「回避可能性」⇒「回避義務」

上記「(2)津波対策はどうだったのか(これだけが裁判で問われているという「異常）」についても、予見可能性や回避可能性ではなくて、国を滅ぼしかねない（許されない）原発過酷事故を防ぐためには、さまざまな可能性を鑑みて最大限の予見を行い、回避措置をとる、という「絶対厳守義務」が課されていると考えて、この事件を裁かなければいけないところを、まるで一般の刑事事件を裁く時のように、しかも、現代社会の複雑・複層化する中での企業が行う事業の社会的責任が厳しく問われる時代としては、いささか古臭い視野狭窄の刑事責任の認定手法を使っただけの消極的な判断を争点としている点において、原発事故裁判としては「失格」と言わざるを得ない。

そして何よりも私が懸念するのは、検察役の弁護団側が残されていた記録などを徹底して調査してたくさん有罪証拠を出せば出すほど、逆に、ここまでしなければ原発事故に至るまでの関係当事者のデタラメは有罪になることはない、という既成事実を積み上げているような格好になっており、更に、それでもアホの裁判官が無罪判決を出しているのだから、これだと「原発・核施設の場合は、その安全管理に関して、どんなデタラメやいい加減なことをしても、刑事責任を問われることは、まずない」というお墨付きを与えてしまうことになるということだ。原発事故の刑事責任有罪立証に対する「ハードル」をこの裁判が高くしてしまっている。

(しかし、常識的に考えて、いつ大きな津波が来てもおかしくない東日本の太平洋に向かって、その岸壁ベリのわすか標高10mたらずのようなところに、非常用電源を2つとも配電盤と一緒にして設置して、何の防水・耐水対策も打たずに放置しておくなどということは、全くの安全管理の手抜きであり、そのことだけをもってしても、この3人の被告を有罪にすることができるし、またしなければいけない。今後の原発・核施設における安全管理のモラルハザード防止のためにも、関係責任者の刑事責任有罪立証のハードルを上げるな、と強調しておきたい)

(関連) 東電元幹部刑事裁判 最終弁論：次々と明らかになった隠し事＝もはやこの3人に逃げ道はなく有罪は確定だ：それにしても日本の原発法体系や裁判は問題だらけ＝新法「原発・核施設事故処罰法」(仮称)を制定せよー いちろうちゃんのブログ
<http://tyobotyobosiminn.cocolog-nifty.com/blog/2019/03/3-329a.html>

4. こんなものは「ひっくりかえしましょうぞ」 <https://www.youtube.com/watch?v=hHPQzFaGYFg>

(まず私たちがすべきことは)

衆議院選挙時に毎回行われている「最高裁判事の国民審査」において、候補者全員に「×××××」をつけることです(アベ政権の長期化と最高裁判事国民審査の形骸化により、最高裁は「アベ友」裁判官の「蜘蛛の巣城」状態となっています。先般は元「加計学園」監事が最高裁判事に就任するという驚くべき事態が起きました)

(近々、現代日本のカチカチ山＝司法・裁判所をこらしめる算段を考えます：乞ご期待です)

●かちかちやま - かちかち山(日本語版)アニメ日本の昔ばなし/日本語学習/CLACK CLACK MOUNTAIN (JAPANESE) - YouTube

<https://www.youtube.com/watch?v=xq0eEWBEsks>

(畑を荒らす東電タヌキをこらしめるのは誰でしょうか?)

以上